2.3.2　油水附属処理装置は、決議Ａ444（XI）に基づき承認された。　□

2.3.3　油分濃度計

.1　決議Ａ393(X)に基づき承認されたもの　□

.2　決議ＭＥＰＣ60(33)に基づき承認されたもの　□

.3　決議ＭＥＰＣ107(49)に基づき承認されたもの　□

2.4　装置の最大処理量は、……毎時立方メートル

2.5　第14規則の免除

2.5.1　第14規則１又は２の要件は、同規則５の規定に従つてこの船舶について免除されている。この船舶は、専ら特別海域……内の航海に従事している。　□

2.5.2　この船舶は、すべての油性ビルジ水の船内における完全な保留のため、貯留タンクを次のとおり備えている。　□

タンクの識別記号	タンクの配置		容積（立方メートル）
	フレーム（から）（まで）	横方向の位置	
			総容積……立方メートル

2.5.3　この船舶は、貯留タンクの代わりにビルジをスロップ・タンクに移し替えるための設備を備えている。　□

3　油性残留物（スラッジ）の保留及び処分のための方法（第12規則）並びにビルジ水貯留タンク(注)

3.1　この船舶は、次の油性残留物（スラッジ）タンクを備えている。

タンクの識別記号	タンクの配置		容積（立方メートル）
	フレーム（から）（まで）	横方向の位置	
			総容積……立方メートル

3.2　スラッジ・タンク設備に加えて、油性残留物（スラッジ）の処分方法

3.2.1　油性残留物のための焼却炉の処理能力は、毎時……リットル　□

3.2.2　油性残留物の焼却に適する補助ボイラー……　□

3.2.3　油性残留物と燃料油とを混合するためのタンクの容量……立方メートル　□

3.2.4　その他の受け入れることができる方法……　□

3.3　この船舶は、油性ビルジ水貯留タンクの船内における保留のため、貯留タンクを次のとおり備えている。

タンクの識別記号	タンクの配置		容積（立方メートル）
	フレーム（から）（まで）	横方向の位置	
			総容積……立方メートル

注　ビルジ水貯留タンクは、条約によつて要求されておらず、3.3の規定に基づく表への記入は任意である。

4　標準排出連結具（第13規則）

4.1　この船舶は、第13規則の規定に適合する標準排出連結具を取り付けており、機関区域のビルジ及びスラッジを受入施設に排出するための管を備えている。　□

5　構造（第18規則から第20規則まで、第23規則及び第26規則から第28規則まで）

5.1　第18規則の要件に従つて、この船舶は、

5.1.1　分離バラスト・タンクを備え、かつ、防護的に配置すること及び原油洗浄装置を備えることが要求されている。　□

5.1.2　分離バラスト・タンクを備え、かつ、防護的に配置することが要求されている。　□

5.1.3　分離バラスト・タンクを備えることが要求されている。　□

5.1.4　分離バラスト・タンク又は原油洗浄装置を備えることが要求されている。　□

5.1.5　分離バラスト・タンク又はクリーン・バラスト・タンクを備えることが要求されている。　□

5.1.6　第18規則の要件に従うことを要求されていない。　□

5.2　分離バラスト・タンク

5.2.1　この船舶は、第18規則の規定に適合する分離バラスト・タンクを備えている。　□

5.2.2　この船舶は、第18規則に適合する分離バラスト・タンクであつて、同規則の12から15までの規定に適合するように防護的に配置されているものを備えている。　□

5.2.3　分離バラスト・タンクは、次のように配置されている。

タンク	容積（立方メートル）	タンク	容積（立方メートル）
		総容積……立方メートル	

5.3　クリーン・バラスト・タンク

5.3.1　この船舶は、第18規則８の規定に適合するクリーン・バラスト・タンクを備えており、精製油運搬船として運航することができる。　□

5.3.2　クリーン・バラスト・タンクは、次のように配置されている。

タンク	容積（立方メートル）	タンク	容積（立方メートル）
		総容積……立方メートル	

5.3.3　この船舶は、19..年..月..日付けの有効なクリーン・バラスト・タンクの操作手引書を備えている。　□

5.3.4　この船舶は、クリーン・バラスト・タンクのバラスト操作及び貨物油操作のための共通の管系及び吸排設備を有している。　□

5.3.5　この船舶は、クリーン・バラスト・タンクのバラスト操作のための別個の独立した管系及び吸排設備を有している。　□